

3 日 ソ 連 発 312 号
令和 4 年 1 月 17 日

加盟団体理事長 様

(公財)日本ソフトテニス連盟
専務理事 野際 照會



審判員資格更新の特例措置について

コロナ禍におけるソフトテニス振興にご尽力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、資格更新に必要となる令和 3 年度 1 級審判員ブロック別研修会は予定通り開催することとしておりますが、コロナ拡大に伴い、県をはじめ会社等の指示により受講しがたい方で特に**令和 4 年 3 月 31 日**で**審判員資格が失効**の方を対象に下記の特例措置を講じることとなりましたので、連絡させていただきます。

連絡が遅れて誠に申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。

記

1. 更新に必須である研修会受講を免除する。
2. 上記 1 の適用を受けようとする者は、所属都道府県連盟または日本学生連盟を通じて更新の手続きを行う。
3. 上記 1 の適用を受けた者の更新日は「令和 4 年 4 月 1 日」とし、令和 4 年 3 月 28 日までに会員登録システムにより更新手続きを行う。
※メンテナンスのため 3 月 29 日～31 日の間、システムは停止となるため令和 4 年 3 月 28 日までに手続きをお願いします。
4. 各加盟団体で実施している 2 級審判員資格の更新手続きも同様に行うものとします。

以上

(公財)日本ソフトテニス連盟
担当 佐藤 成敏
TEL : 03-6417-1654
Email : sato@jsta.or.jp